

第 章 方法書、準備書及び評価書に対する意見及び事業者の見解

第 章 方法書、準備書及び評価書に対する意見及び事業者の見解

1 方法書に対する意見及び事業者の見解

1. 方法書についての意見

(1) 公告、縦覧

「甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」の公告、縦覧等は下記のとおりである。

- ・公告 : 平成 17 年 3 月 4 日
- ・縦覧期間 : 平成 17 年 3 月 7 日～平成 17 年 4 月 6 日
- ・意見書提出期限 : 平成 17 年 4 月 20 日まで
- ・縦覧場所 : 山梨県民情報センター
昭和町役場都市計画課
甲斐市役所環境経済部環境課
旧玉穂町役場都市環境課
旧田富町役場環境衛生課

(2) 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成 17 年 5 月 9 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

2. 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

3. 方法書についての知事意見及び事業者の見解

(1) 方法書についての知事意見

平成17年8月4日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく「昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知(み自第754号)された。

意見の内容は以下のとおりである。

<全般的な事項>

1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、方法書に記載した環境保全方針と整合を図ること。

環境の保全のための措置の検討は、複数案の比較により行うこととし、その過程(経緯)及び結果を準備書に記載すること。

なお、事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は、方法書に記載した内容より環境が悪化する内容としないこと。

2. 事業が複数の工区に分けて実施され、また、工期も長期間に及ぶことから、事業実施中に先行して整備された工区の供用(新住民の入居等)が想定される。

そのため、先行して供用された地区と事業実施中の工区の境界付近における環境影響についても予測の対象とし、工事と並行して入居する住民が良好な生活環境を確保できるよう検討すること。

3. 動植物調査については、本年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象とすること。

希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。

4. 評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、定量的に環境影響の軽減の度を明らかにすること。

5. 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても環境影響が懸念される場合は、積極的に環境影響評価を行い環境影響を軽減するための措置の検討を行なうとともに、その内容について準備書に記載すること。

<個別事項>

()内は方法書のページ番号

1. 環境影響評価の項目の選定について

『 . 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 . 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定すること。
新住民：住居系地域内に定住する住民

2. 調査、予測及び評価の手法について

- 1) 『 . 1 大気汚染』、『 . 2 騒音』及び『 . 3 振動』共通事項

次の事項について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

- (1) 都市計画道路の供用

計画地域内の都市計画道路については、既存道路のバイパス化、商業系地域における週末交通量の増加、住居系地域における人口増加に伴うマイカーの利用等による、環境影響が懸念されるため、供用後の周辺の主要な道路の交通量の変化を把握

することにより、環境影響の範囲・程度について図表等により明らかにした上で、複数案の比較により環境保全措置の検討及び評価を行うこと。

(2) 新住民の車両の運行

新住民の車両の運行については、類似例、近隣市町村の車両の保有台数及び利用状況等を参考にしながら車両の運行状況を把握し、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映すること。

(3) 環境影響を特に受けやすい施設への配慮

計画地域内及び近隣には、常永小学校、病院等の環境影響を受けやすい施設が立地していることから、当該事業の実施によりこれらの施設に対する環境影響については慎重に予測及び評価を行い、環境保全措置について検討すること。

(4) 資材等運搬車両の運行(主に土砂の搬入)の評価手法について

『 7 都市計画対象事業の計画内容』の造成計画において、大量の土砂の搬入が予定されていることから、資材等運搬車両の運行(輸送経路と時間帯別の車両台数等の調整等)については、複数案を立案し、それぞれの案について大気汚染、騒音及び振動の予測及び評価を行い、その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにすること。

2) 『 1 大気汚染』の予測方法について

都市計画道路の供用、新住民による車両の運行、商業施設の営業に係る車両の運行等に係る大気汚染の状況を把握するにあたり、本県の特徴である盆地地形と冬期、春・秋期の移動性高気圧の通過等の気象条件により、接地逆転層が発生した場合、大気汚染物質の拡散抑制が懸念されることから、大気安定度、接地逆転層の出現傾向及び出現した場合の拡散の程度について予測及び評価を行うこと。

3) 『 4 水質汚濁』

事業実施による環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。

4) 『 5 水象』

事業計画地の下流域(清川、東花輪川下流域)において、農業用水として利水されていることから、予測事項に記載されている雨水の流出状況の把握については、調整池の洪水調整機能を考慮したものとすること。

5) 『 6・1 植物』

(1) 調査事項について(大木の分布状況の把握)(-19)

環境保全方針(-14)において、「大木については保全に努める」旨記載されているが、記載された調査の手法では、大木の分布状況を把握することはできないことから、大木の分布状況を把握するための調査を行うこと。

(2) 環境保全措置の検討(-21)について

・ 大木の分布及び神社に付随する緑地

計画地内に生育する大木の分布及び神社に付随する緑地については、分布図を作成し、特に保全が必要な大木及び緑地の分布状況を明らかにした上で、保全のための措置について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・ 緑道について

公園の計画(図 -3.2)に記されている緑道については、公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・ 緑地公園について

緑地の形成については、既存調査結果及び当該地域の潜在植生を反映した樹種等の採用による緑化の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、神社周辺の既存樹木についても良好な緑地を形成するための『管理方針』を策定すること。

計画地域には、多様な水生生物の生息が期待されることから、現在、農業用水として利用している用水を活用した水辺空間の創出により、消失する水環境の代償の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

6) 『 6・1 水生生物 』

(1) 調査事項(-27)について

調査事項に両生類・爬虫類を加え、陸上動物の項に記載されている同項目と併せて、対象事業の実施により変化する生息状況及び生息環境の変化の程度について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討(-30)について

環境保全措置の検討は、計画地域外の環境の状況について事業者の管理が及ばないことから、計画地域外に類似した環境があることを前提とした環境保全措置の検討は行なわないこととし、計画地域内における低減及び代償について検討すること。

ただし、計画地域外であっても、事業主体が深く関与する団体等により長期的に周辺地域の環境の状況が管理できる場合は、関連する団体名及びその理由を明記した上で保全措置の対象とすることができる。

7) 『 7 生態系 』

(1) 予測の手法について(-31)

予測の手法については、事業実施前後の耕作地の分布及び面積と新たに創出される緑地(グラウンド等、動植物のハビタットと見なすことができない部分を除く)の分布及び面積をそれぞれ図表等により明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討について(-31)

環境保全措置の検討については、現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

8) 『 8 風景・景観 』

(1) 予測事項について(-33)

・計画地内からの風景・景観

計画地は南アルプス、八ヶ岳、御坂山系等の本県を代表する景観が一望できる地域であるとともに、水田風景は当該地域における典型的な風景であることから、計画地内からの風景についても予測及び評価の対象とし、必要に応じ予測地点を追加すること。

・大型看板等

商業施設等における大型看板の設置は、近隣住宅地等の町並みや地域景観への影響が懸念されることから、商業地区に大型看板が設置された場合の景観についてフォトモンタージュ等を用い検討を行うこと。

また、夜間照明による周辺への影響についても現状との比較を行いその結果を明らかにし、準備書に記載すること。

(2) 評価の手法について(V-35)

事業により、計画地全体の土地利用が現状とは異なるものとなることから、評価手法に記載された「回避、低減」による評価は困難であることから、評価手法については、現状と事業実施後について、地域景観の特徴をフォトモンタージュ等の具体的な手法により景観がどのように置き換えられるのか明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 方法書についての知事意見に対する事業者の見解

方法書についての知事意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

<全般的な事項>

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、方法書に記載した環境保全方針と整合を図ること。</p> <p>環境の保全のための措置の検討は、複数案の比較により行うこととし、その過程(経緯)及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>なお、事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は、方法書に記載した内容より環境が悪化する内容としないこと。</p>	<p>対象事業による環境への影響を評価するにあたっては、方法書に記載した環境保全方針と整合を図りました。</p> <p>環境の保全のための措置の検討は、その措置が必要であると判断された場合は、原則として複数案の比較により行うこととし、その過程、経緯及び結果を準備書に記載しました。</p> <p>なお、環境保全方針の見直しは、事業計画において用途地域(案)のあてはめを行ったため、それに合わせて見直しを行いました。その結果は準備書(p. -10~12)に記載しました。</p>
<p>2. 事業が複数の工区に分けて実施され、また、工期も長期間に及ぶことから、事業実施中に先行して整備された工区の供用(新住民の入居等)が想定される。</p> <p>そのため、先行して供用された地区と事業実施中の工区の境界付近における環境影響についても予測の対象とし、工事と並行して入居する住民が良好な生活環境を確保できるよう検討すること。</p>	<p>新住民の入居は、各施工区域の工事終了後3年間で完了する計画としています。したがって、一部では施工中の区域と隣接する場合がありますが、初期に入居する地区を施工中の区域と離して設定することにしており、そのことによって新住民の生活環境が保全されるものと考えます。年次別施工区域は、図-2-4.1(p. -47)に示すとおりです。</p>
<p>3. 動植物調査については、本年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象とすること。</p> <p>希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。</p>	<p>動植物調査については、平成17年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象としました。</p> <p>希少種が確認された場合、動植物調査の専門家に意見を聞きながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書(p. -6-26、p. -6-42、-6-53)に記載しました。</p>
<p>4. 評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、定量的に環境影響の軽減の度合を明らかにすること。</p>	<p>評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、可能な限り定量的に環境影響の軽減の度合を明らかにしました。</p>
<p>5. 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても環境影響が懸念される場合は、積極的に環境影響評価を行い環境影響を軽減するための措置の検討を行なうとともに、その内容について準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の熟度の進行に伴って、また、調査・予測及び評価を行う中においては、方法書に記載されていない環境影響評価項目について新たに環境影響が懸念されることはありませんでした。</p>

< 個別事項 >

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 環境影響評価の項目の選定について 『 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定すること。</p>	<p>『 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定しました。</p>
<p>2. 調査、予測及び評価の手法について 1) 『 1 大気汚染』、『 2 騒音』及び『 3 振動』共通事項 次の事項について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。 (1) 都市計画道路の供用 計画地域内の都市計画道路については、既存道路のバイパス化、商業系地域における週末交通量の増加、住居系地域における人口増加に伴うマイカーの利用等による、環境影響が懸念されるため、供用後の周辺の主要な道路の交通量の変化を把握することにより、環境影響の範囲・程度について図表等により明らかにした上で、複数案の比較により環境保全措置の検討及び評価を行うこと。</p>	<p>計画地域内の都市計画道路については、主要地方道敷島田富線の転換車両、大規模商業施設への出入り車両、新住民による車両の利用、昭和バイパス及び主要地方道甲府市川大門線の右左折車両を考慮した交通量を推定し、その交通量を用いて、大気汚染、騒音、振動の影響について予測評価を行いました。</p>
<p>(2) 新住民の車両の運行 新住民の車両の運行については、類似例、近隣市町村の車両の保有台数及び利用状況等を参考にしながら車両の運行状況を把握し、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映すること。</p>	<p>新住民の車両の運行については、山梨県内の自家用乗用車普及率を基に発生交通量を算定し、既存データにより日変動パターンを推定して車両の運行状況を推定しました。また、その結果を、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映させました。 また、新住民の入居に伴い一般廃棄物も発生するので、予測評価項目に追加しました。</p>
<p>(3) 環境影響を特に受けやすい施設への配慮 計画地域内及び近隣には、常永小学校、病院等の環境影響を受けやすい施設が立地していることから、当該事業の実施によりこれらの施設に対する環境影響については慎重に予測及び評価を行い、環境保全措置について検討すること。</p>	<p>常永小学校及び武川病院、老人保護施設ひばり苑付近での工事においては、施工機械の集中を避けるなどの対策を講じた上での予測を行いました。</p>
<p>(4) 資材等運搬車両の運行(主に土砂の搬入)の評価手法について 『 7 都市計画対象事業の計画内容』の造成計画において、大量の土砂の搬入が予定されていることから、資材等運搬車両の運行(輸送経路と時間帯別の車両台数等の調整等)については、複数案を立案し、それぞれの案について大気汚染、騒音及び振動の予測及び評価を行い、その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにすること。</p>	<p>資材等運搬車両の運行については、運行ルートを往復案、一方通行案の2案を設定し、騒音及び振動の予測及び評価を行いました。その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにしました(p. -2-36、p. -3-17)。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>2) 『 1 大気汚染』の予測方法について 都市計画道路の供用、新住民による車両の運行、商業施設の営業に係る車両の運行等に係る大気汚染の状況を把握するにあたり、本県の特徴である盆地地形と冬期、春・秋期の移動性高気圧の通過等の気象条件により、接地逆転層が発生した場合、大気汚染物質の拡散抑制が懸念されることから、大気安定度、接地逆転層の出現傾向及び出現した場合の拡散の程度について予測及び評価を行うこと。</p>	<p>供用時における自動車の走行による大気汚染の予測においては、甲府盆地内にある甲府地方気象台の1年間の気象データを用い大気安定度を算出して、拡散計算に使用しました。 なお、季節別に大気安定度の整理を行い、接地逆転層が出現していると考えられる強安定度等の出現状況を把握しました。また、甲府地方気象台と対象事業実施区域の逆転層の強度に大きな相違があるかを気温の現地調査結果を用い検証し、甲府地方気象台のデータを使用することの妥当性を検討しました。その検討結果は資料編に記載しました。</p>
<p>3) 『 4 水質汚濁』 事業実施による環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。</p>	<p>事業実施前はこれらの河川・水路における水質の状況は対象事業実施区域上流側においても大きな相違はないものと考えますが、工事中に実施する事後調査においては対象事業の影響を把握する上で影響を受けない地点として上流側に調査地点を設定することにしました。</p>
<p>4) 『 5 水象』 事業計画地の下流域(清川、東花輪川下流域)において、農業用水として利水されていることから、予測事項に記載されている雨水の流出状況の把握については、調整池の洪水調整機能を考慮したものとすること。</p>	<p>清川排水路、東花輪川下流域の農業用水としての利水に配慮して、雨水の流出状況の予測については、調整池の洪水調整機能を考慮しました。</p>
<p>5) 『 6・1 植物』 (1) 調査事項について(大木の分布状況の把握)(-19) 環境保全方針(-14)において、「大木については保全に努める」旨記載されているが、記載された調査の手法では、大木の分布状況を把握することはできないことから、大木の分布状況を把握するための調査を行うこと。</p>	<p>植物の現地調査に大径木の調査(樹種、胸高直径、生育地)を追加し、保全すべき大木を把握しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2)環境保全措置の検討(-21)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大木の分布及び神社に付随する緑地 計画地内に生育する大木の分布及び神社に付随する緑地については、分布図を作成し、特に保全が必要な大木及び緑地の分布状況を明らかにした上で、保全のための措置について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 ・緑道について 公園の計画(図 -3.2)に記されている緑道については、公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 ・緑地公園について 緑地の形成については、既存調査結果及び当該地域の潜在植生を反映した樹種等の採用による緑化の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 また、神社周辺の既存樹木についても良好な緑地を形成するための『管理方針』を策定すること。 計画地域には、多様な水生生物の生息が期待されることから、現在、農業用水として利用している用水を活用した水辺空間の創出により、消失する水環境の代償の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大木の分布及び神社に付随する緑地 飯喰の熊野神社、浄安寺及び上河東の熊野神社の緑地については、樹木の分布調査を行い、大径木調査と併せて現在の緑地の成立状況を把握しました(p. -6-16~21)。社寺林については現状保存します(p. -7-12)。 ・緑道について 都市計画道路及び主要区画道路には、景観性に配慮し、四季の変化に富み花も楽しめる落葉広葉樹(ハナミズキ等)を植栽する計画(p. -17)です。また、かすみ堤については、法面は芝張りをしますが、法面には樹木の植栽ができないため、両側の民地に対し植栽木を提供し、宅地内緑化の協力をお願いします(p. -21)。 ・緑地公園について 公園の緑地は、植物の現地調査結果及び当該地域の潜在植生や二次林を考慮して、地域に馴染んだ樹種の採用による緑化を行いました。その結果は準備書(p. -21~27)に記載しました。 また、社寺周辺の既存樹木の管理についても、社寺関係者(氏子、檀家)に、現在実施している年数回の清掃等を継続して実施して頂き、今後も良好な緑地環境が形成、維持されるよう協力を求めます。 さらに、近隣公園の一部の土地を利用してピオトープを整備して、流水域、止水域の水環境を創出し、水生生物及び水辺を好む動物類の生息環境を形成しました。また、同公園内には体験農園として田んぼを整備し、ピオトープと連携した水辺環境を創出します。体験農園は、公共用地(昭和町)内に整備するものであり、常永小学校の学校農園として活用し、また、栽培体験実習としても活用する計画です。その結果は準備書(p. -20~30)に記載しました。
<p>6)『 - 6. 1水生生物』 (1)調査事項(-27)について 調査事項に両生類・爬虫類を加え、陸上動物の項に記載されている同項目と併せて、対象事業の実施により変化する生息状況及び生息環境の変化の程度について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>両生類・爬虫類の調査は水路や水田等の水域でも行うことにしているので、その結果を水生生物の項に示し、対象事業の実施による影響についても検討し、その結果を準備書(p. -6-42)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2)環境保全措置の検討(-30)について 環境保全措置の検討は、計画地域外の環境の状況について事業者の管理が及ばないことから、計画地域外に類似した環境があることを前提とした環境保全措置の検討は行わないこととし、計画地域内における低減及び代償について検討すること。 ただし、計画地域外であっても、事業主体が深く関与する団体等により長期的に周辺地域の環境の状況が管理できる場合は、関連する団体名及びその理由を明記した上で保全措置の対象とすることができる。</p>	<p>水生生物に係る環境保全措置は対象事業実施区域内に整備するビオトープ、体験農園(田んぼ)において代償措置を講じる考えです。しかしながら、これらの措置で代償が不可能な場合は、昭和町常永土地区画整組合設立準備委員会の一員である昭和町が都市計画マスタープランにおいて農業環境の保全を積極的に図ることとしている「環境保全ゾーン」(上河東地区(約30ha)等、詳細は資料編に掲載)に水田や河川等の水環境が維持されていくことから、これらの地区の中で水生生物等の保全を図っていく考えです。</p>
<p>7)『 7生態系』 (1)予測の手法について(-31) 予測の手法については、事業実施前後の耕作地の分布及び面積と新たに創出される緑地(グラウンド等、動植物のハビタットと見なすことができない部分を除く)の分布及び面積をそれぞれ図表等により明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>生態系の予測においては、事業の実施前後における土地利用・植生の変化について、図(p. -7-8)に変化の様子を示すとともに、その結果を基に動植物のハビタットとしての機能を持つ区分の変化についても概略的のその程度がわかる形(p. -7-4、p. -7-9)で示すことにしました。</p>
<p>(2)環境保全措置の検討について(-31) 環境保全措置の検討については、現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>生態系の保全措置は、畑・水田等の現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を準備書(p. -7-12)に記載しました。</p>
<p>8)『 8風景・景観』 (1)予測事項について(-33) ・計画地内からの風景・景観 計画地は南アルプス、八ヶ岳、御坂山系等の本県を代表する景観が一望できる地域であるとともに、水田風景は当該地域における典型的な風景であることから、計画地内からの風景についても予測及び評価の対象とし、必要に応じ予測地点を追加すること。 ・大型看板等 商業施設等における大型看板の設置は、近隣住宅地等の町並みや地域景観への影響が懸念されることから、商業地区に大型看板が設置された場合の景観についてフォトモンタージュ等を用い検討を行うこと。 また、夜間照明による周辺への影響についても現状との比較を行いその結果を明らかにし、準備書に記載すること。</p>	<p>・計画地内からの風景・景観 南アルプス等すぐれた山岳景観及び対象事業実施区域の代表的景観である水田景観が望める地点を対象事業実施区域内に設定し、その地点からの景観の変化について予測評価を行いました。 ・大型看板等 本事業は土地区画整理事業であり、商業系区域に誘致する大規模商業施設については、業者が確定している段階ではないため、具体的な施設計画が未定であり、施設の外観、照明施設整備計画等を示すことはできませんが、当準備組合及び昭和町としては、「山梨県景観条例」、「屋外広告物法」、「山梨県屋外広告物条例」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」の規定に従うよう指導するとともに、誘致業者と協議し、都市計画道路、街区道路等の整備とあいまって、整然としたよりよい町並み景観の形成を図ることにします。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 評価の手法について(V-35)</p> <p>事業により、計画地全体の土地利用が現状とは異なるものとなることから、評価手法に記載された「回避、低減」による評価は困難であることから、評価手法については、現状と事業実施後について、地域景観の特徴をフォトモンタージュ等の具体的な手法により景観がどのように置き換えられるのか明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>地域の景観は土地利用の変更から著しい変化をすることになりましたが、景観の予測評価においては、フォトモンタージュ法を用い具体的な景観の変化を示したうえで、予測結果が方法書に示した環境保全方針に照らして整合がとれているか否かを検討することにより行いました。その結果は準備書(p. -8-18, 19)に記載しました。</p>

・ 2 準備書に対する意見及び事業者の見解

1 . 準備書についての意見

(1) 公告、縦覧

「甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書」の公告、縦覧等は下記のとおりである。

- ・ 公 告 : 平成 17 年 11 月 29 日
- ・ 縦覧期間 : 平成 17 年 11 月 29 日～平成 17 年 12 月 28 日
- ・ 意見書提出期限 : 平成 18 年 1 月 11 日まで
- ・ 縦覧場所 : 山梨県民情報センター
 昭和町役場都市計画課
 甲斐市役所環境経済部環境課
 旧玉穂町役場都市環境課
 旧田富町役場環境衛生課

(2) 準備書についての意見

準備書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成 18 年 1 月 12 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

2 . 準備書についての公聴会の概要

準備書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

3. 準備書についての知事意見及び事業者の見解

(1) 準備書についての知事意見

平成18年4月21日に山梨県環境影響評価条例第23条第1項の規定に基づく「昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価準備書」に対する知事の意見が通知（み自第204号）された。

意見の内容は以下のとおりである。

全般的事項

1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、準備書に記載した環境保全方針と整合を図ること。

事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を評価書に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は準備書に記載した内容より環境を悪化させないこと。

2. 対象事業の目的および概要（第 章）

当該事業は、事業実施前（環境影響評価手続き中）、事業実施中（工事中）及び事業実施後（工事完了後）において、事業主体が変わってゆくことが明らかな事業である。

そのため、環境保全措置及び事後調査（モニタリング）の実施主体及び責任の所在を明らかにする必要があることから、事業の各段階における責任の所在を評価書に記載すること。

3. 環境影響評価の総合評価について（第 章、第 章）

環境影響の評価（第 章中の評価及び第 章中の評価結果）については、予測結果と環境基準との比較を中心とした評価となっているため、地域環境への影響の程度が分かりにくいことから、評価は事業実施前（現況調査の結果）と予測結果を比較することにより現在の環境への負荷の程度について、できる限り定量的な記述とすること。また、環境影響評価項目ごとの特徴を勘案し、画一的な記述とならないよう留意すること。

4. 環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所について（第 章）

当該部分には現在、主に環境影響評価を行った事業者のみが記載されているが、当該資料を作成するに当たり、計画立案、調査実施、とりまとめ等複数の事業者が関係していることから、評価書においては、関係した全ての事業者名を記載すること。

併せて、調査を実施した担当者名及び担当分野についても記載する事が望ましい。

個別的事項

1. 用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針について(スーパー街区)（ -12、 -8）

スーパー街区の環境保全方針において、「街並み景観に配慮した・・・緑地等の整備を行う（ -12）」こととしているが、当該地域は事業計画区域と残存する農業地域との境界部分であることから、事業区域内の景観及び周辺の景観との調和について十分検討したうえで、調和のとれた緑化が行われるよう環境保全方針に加えるとともに、評価書の風景・景観の項において、樹種等の検討過程及び結果について記載すること。

2. 購入土の取り扱いについて（ -13、 -10-1）

造成計画（ -13）において盛土材として購入する土砂（搬入土）については、土砂とともに種子や昆虫類等が搬入される事が考えられ、計画地内の植生・動物相に影響を及ぼす恐れがあることから、搬入元の自然環境についても概況を把握し、評価書に記載すること。

3. 環境保全ゾーン(内容)について(-20 公園計画)

環境保全ゾーンとなる地域は、現在、農用地区域として指定されていることから、対象事業の実施に関係なく、相当の間は宅地開発等の開発圧がかからない土地であり、農業環境を基本とした自然環境が維持される地域である。

準備書において、当該地域を開発事業の代償措置の対象と位置づけているが、代償措置の対象地域とするのであれば当該地域における措置の内容について評価書に記載すること。

その場合は事後調査(モニタリング)の対象とし、ビオトープ等の調査と併せて、環境保全措置の実施状況及び効果について確認する必要がある。また、事後調査の引継ぎ方法についても、評価書に記載すること。

4. 公共施設に対する環境保全方針について(-21)

方法書(-14)表 -2-3.3「施設整備における環境保全方針」に記載されていた公共施設等に対する環境保全方針が、準備書(-21)表 -2-3.6「公園整備方針」に記載されていないことから、方法書の内容を再検討した上で評価書に再掲すること。

5. ビオトープ園・みどりの回廊について(-21、23~)

準備書(-24)に記載された整備内容の実現は、現在のビオトープ園の面積では困難と考えられることから、面積の拡大若しくは整備内容の見直しが必要である。

また、「ビオトープ園」及び「みどりの回廊」を設置することにより、生態系としての機能が、既存の水田面積に換算して、どの程度代償されるかについて HEP(Habitat Evaluation Procedure)等の手法を用いて明らかにし評価書に記載すること。

併せて、次の点についても評価書に記載すること。

- (1) 設置目的及び到達目標(テーマ)(整備目標は実現可能範囲内であることを検証すること)
- (2) 移植・導入の具体的な方法
- (3) 計画地内のレッドデータブック掲載種を移植する場合、施設が整備されるまでの保管の場所・方法
- (4) みどりの回廊については、横断面図及び縦断面図
- (5) みどりの回廊及びビオトープ園の水循環について、用水の水質、水量、滞留時間及び取得先等

6. 生活排水の処理について(-32)

計画地内の生活排水の処理については、準備書(-32)イ.下水道整備計画において、公共下水道を整備し釜無川浄化センターで処理することとしていることから、昭和町及び釜無川流域下水道の整備計画における当該事業の位置付けについて評価書に記載すること。

7. 地下水汚染物質への対応について(-57)

当該地域内における地下水質については周辺地域の状況からトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が懸念されることから、計画地内において浅層地下水(ここでは、地表から数メートル程度の地下水の意)の水質、水位等について観測井戸の設置及びモニタリング調査を実施し、その結果を事業着手後の中間報告書及び完了報告書に記載すること。

8. 緑道(街路樹)について(-8)

(1) 緑道に植栽する樹種については、方法書についての知事意見(-3)において『公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その検討結果を準備書に記載すること。』を求めたが、準備書に検討結果が記載されていないことから、緑道の目的及び植栽計画の内容を明らかにし、検討の過程及び結果を評価書に記載すること。

(2) ビオトープ園周辺の緑道については、ビオトープ園が孤立した生態系とならないよう、植栽については生態系の一部としての機能が期待できるよう再検討し、検討過程及び結果を評価書に記載すること。

また、検討結果をわかりやすくするため、次の資料を作成すること。

- 1) 代表的な地点(隣接する公園を繋ぐ緑道)のイメージ図又はフォトモンタージュ
- 2) 緑道の縦断面図

9. かすみ堤両側の宅地内緑化について(-8、 -7-12)

かすみ堤両側の住民に対し、『植栽木を提供し宅地内緑化の協力をお願いする(-8)』こととしていることから、当該措置について次の点を具体的に評価書の生態系の環境保全措置(-7-12)に記載すること。

- (1) 協力を求める手法(協定や申請時の要件の設定等)
- (2) 住民に求める内容(1軒あたりの植栽密度又は本数及び樹種等)
- (3) 実施主体

10. 資材運搬車両の稼動について(-2-36、 -3-17)

計画地中央にある常永小学校への騒音、振動等の環境影響を低減するため、資材等の運搬車両の運搬経路、運行計画(資料編 2.交通量関係 交通量設定 P.2)については、朝夕の通学時間についても考慮し、その結果を評価書に記載すること。

11. 大規模商業施設(交通量)の道路交通騒音の環境保全措置について(-2-42)

(1) 道路交通騒音の環境保全措置について

1) 『交通量の削減による騒音発生量の低減』として「シャトルバスの運行を業者に要請する。」のであれば、要請の内容及びそれにより期待される効果を評価書に具体的に記載すること。

2) 『交通速度の規制・取り締り(特に夜間)による騒音の低減』として「道路管理者、関係機関に特に夜間の取り締りを強化するよう協議する。」こととしているが、道路管理者、関係機関との協議については、昭和町常永土地区画整理組合準備委員会の構成員である昭和町の位置付けを明確にするとともに、協議すべき内容とそれにより期待される効果を明らかにすること。

(2) 大規模商業施設の設置に係る道路の交通量予測の算定根拠を評価書に記載すること。

12. 工事中の濁水対策について(-4-8)

(1) 下流域の農業への影響を軽減するため、降雨が集中する季節及び水田等において、最も利水需要がある時期の影響について、予測・評価を行いその結果を評価書に記載すること。

(2) 降雨日数及び降水量の調査結果を基に、濁水の発生が予想される頻度について整理し、評価書に記載すること。

(3) 沈砂池の構造及び排水方法について代表的な断面図を用いて詳細に評価書に記載すること。

13. 水象（調整池計画）について（ -33、 -5-9）

事業計画地内の調整池の規模及び能力の設定方法について次の事項を明らかにすること。
また、その結果を用いて予測結果、環境保全措置及び評価の妥当性を評価書に記載すること。

- （１）流域面積の設定
- （２）流出係数の設定方法
- （３）降雨条件（降雨強度、降雨パターン等）
- （４）調整池への流入量
- （５）ポンプ能力（排水能力）
- （６）調整池が満水になるまでの時間
- （７）流量測定地点（ -4-3）における流量の変化等）

14. 大径樹調査について（ -6-16）

調査結果を事業計画を比較することにより、「現況が保存されるもの」及び「開発により消失するもの」について整理、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

15. 昆虫類について（資料編 動植物調査 昆虫目録）

資料編の底生生物目録で確認が最も多かったユスリカ類が、昆虫目録では確認されていないことから、昆虫類の調査結果（捕獲状況等）について再確認すること。

また、未分類の種がある場合については、目録中に未分類の項を設け、その数量及び分類が難航している理由を評価書に記載すること。

16. 景観の予測結果と環境保全方針との整合について（ -10、 -8-9）

-8-9 以降に示された予測結果については、表 -2-3.3(1)用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針(1)（ -10）の記載内容との整合について検証し、保全措置をとらない場合と環境保全方針が守られた場合との比較により評価を行うこと。

また、大規模店舗については、実際の大型店舗などの写真を活用したフォトモンタージュを複数作成し、法令の遵守のみで建設物が立てられた場合と環境保全方針が守られた場合を比較することにより評価を行うこと。

17. 大規模商業施設（看板、照明）について（ -8-18）

大型看板及び夜間照明等については、「大型看板・広告塔の設置を避ける、原色系色彩を採用しないなど、より影響が少ない形状、色彩に配慮するよう協力を要請する。」と記載されていることから、事業者には協力を要請する事項については、実効性が担保される形での要請等を行うこと。

また、要請を行う内容を具体的に整理し、評価書に記載すること。

18. 供用時の廃棄物について（ -10-1、2）

（１）予測結果及び環境保全措置の内容が、（４）予測結果（ -10-1）中に記載されているため、評価書においては、環境保全措置については2.環境保全措置の検討（ -10-2）に記載すること。

（２）イ.供用時の廃棄物（ -10-2）については、商業系地区、流通業務系地区及び住居系地区等の供用により発生する廃棄物量の予測を定量的に行い、その結果を評価書に記載するとともに、その結果をふまえた環境保全措置については、実施者を明確にし、その実効性を確保すること。

19. 大気汚染の予測における逆転層の影響の検討について（第 章、資料編）

逆転層の検討を行うにあたり、現地調査結果と甲府气象台との温度差の原因については、観測機器の誤差によるものとして扱っているが、現地調査に用いた観測機器と气象台の観測機器で器差補正が行われていないことから、機器の誤差としての扱いは不適当である。

气象台の機器との補正を行い、調査結果と气象台観測記録との測定結果の整理を行った上で、逆転層の影響について再検討すること。

(2) 準備書についての知事意見に対する事業者の見解

準備書についての知事意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

<全般的な事項>

知事の見解	事業者の見解
<p>1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、準備書に記載した環境保全方針と整合を図ること。</p> <p>事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を評価書に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は準備書に記載した内容より環境を悪化させないこと。</p>	<p>対象事業による環境への影響を評価するにあたり、準備書に記載した環境保全方針と整合を図ります。</p> <p>事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を評価書に記載します。ただし、見直し後の環境保全方針は準備書に記載した内容より環境を悪化させないこととします。</p>
<p>2. 対象事業の目的および概要(第 章)</p> <p>当該事業は、事業実施前(環境影響評価手続き中)、事業実施中(工事中)及び事業実施後(工事完了後)において、事業主体が変わってゆくことが明らかな事業である。</p> <p>そのため、環境保全措置及び事後調査(モニタリング)の実施主体及び責任の所在を明らかにする必要があることから、事業の各段階における責任の所在を評価書に記載すること。</p>	<p>常永土地区画整理組合設立準備委員会は、山梨県環境影響評価条例に基づき、方法書、準備書、評価書を作成しましたが、組合設立認可後は区画整理組合に移行するため、今後行われる事後調査等については、区画整理組合が事業を引き継ぎます。また、事業の終了後は土地区画整理法に準じ山梨県環境影響評価条例の手続きも昭和町が引き継ぎ、昭和町が事後調査等を行います。</p> <p>この旨を、評価書(p. -1)に記載しました。</p>
<p>3. 環境影響評価の総合評価について(第 章、第 章)</p> <p>環境影響の評価(第 章中の評価及び第 章中の評価結果)については、予測結果と環境基準との比較を中心とした評価となっているため、地域環境への影響の程度が分かりにくいことから、評価は事業実施前(現況調査の結果)と予測結果を比較することにより現在の環境への負荷の程度について、できる限り定量的な記述とすること。また、環境影響評価項目ごとの特徴を勘案し、画一的な記述とならないよう留意すること。</p>	<p>環境影響の評価(第 章中の評価及び第 章中の評価結果)は、事業実施前(現況調査の結果)と予測結果を比較することにより現在の環境への負荷の程度について、できる限り定量的な記述としました。また、環境影響評価項目ごとの特徴を勘案し、画一的な記述とならないよう留意しました。</p> <p>その結果は、評価書の第 章の評価及び第 章の総合評価に記載しました。</p>
<p>4. 環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所について(第 章)</p> <p>当該部分には現在、主に環境影響評価を行った事業者のみが記載されているが、当該資料を作成するにあたり、計画立案、調査実施、とりまとめ等複数の事業者が関係していることから、評価書においては、関係した全ての事業者名を記載すること。</p> <p>併せて、調査を実施した担当者名及び担当分野についても記載する事が望ましい。</p>	<p>環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所には、業務を受注した事業者及び環境影響評価に協力した事業者並びに担当業務を評価書(p. -1)に記載しました。</p>

<個別的な事項>

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針について(スーパー街区)(-12、-8)</p> <p>スーパー街区の環境保全方針において、「街並み景観に配慮した・・・緑地等の整備を行う(-12)」こととしているが、当該地域は事業計画区域と残存する農業地域との境界部分であることから、事業区域内の景観及び周辺の景観との調和について十分検討したうえで、調和のとれた緑化が行われるよう環境保全方針に加えるとともに、評価書の風景・景観の項において、樹種等の検討過程及び結果について記載すること。</p>	<p>大規模商業施設の緑化計画に関しては、用途地域の環境保全方針に周辺住宅地及び農業地域と調和した景観の形成のための緑化を評価書(p. -12)に加えました。</p> <p>また、風景・景観の項においてはその緑化計画を示すとともに、その計画に基づいて予測評価し、その結果を評価書(p. -8-10～23)に記載しました。</p>
<p>2. 購入土の取り扱いについて(-13、-10-1)</p> <p>造成計画(-13)において盛土材として購入する土砂(搬入土)については、土砂とともに種子や昆虫類等が搬入される事が考えられ、計画地内の植生・動物相に影響を及ぼす恐れがあることから、搬入元の自然環境についても概況を把握し、評価書に記載すること。</p>	<p>盛土材の搬入に伴う種子や昆虫類の混入による植生・動物相への影響については、生態系の予測評価項目として設定し、購入を予定している砕石プラント周辺の自然環境、盛土材の製造過程を把握し、その影響予測評価結果を評価書(p. -7-6,12～13)に記載しました。</p>
<p>3. 環境保全ゾーン(内容)について(-20 公園計画)</p> <p>環境保全ゾーンとなる地域は、現在、農用地域として指定されていることから、対象事業の実施に関係なく、相当の間は宅地開発等の開発圧がかからない土地であり、農業環境を基本とした自然環境が維持される地域である。</p> <p>準備書において、当該地域を開発事業の代償措置の対象と位置づけているが、代償措置の対象地域とするのであれば当該地域における措置の内容について評価書に記載すること。</p> <p>その場合は事後調査(モニタリング)の対象とし、ビオトープ等の調査と併せて、環境保全措置の実施状況及び効果について確認する必要がある。また、事後調査の引き継ぎ方法についても、評価書に記載すること。</p>	<p>環境保全ゾーンは 昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会の事務局である昭和町が、町の都市計画マスタープランにおいて、農業環境の保全を積極的に図る地区として設定しており、常永土地区画整理はこの上位計画に基づき開発される事業であることから、環境保全ゾーンにおける農地(水田)の保全は重要なことであると考えます。</p> <p>しかしながら、本事業により広い面積の水田が消失し、水田生態系に対する影響は非常に大きいこと、また、環境保全ゾーンは畑やビニールハウス等の面積も比較的多くみられ、環境保全ゾーンといえども水田が減少していく可能性もあることから、環境保全ゾーンを水田生態系の代償地としてみた場合、水田面積等の現状維持、拡大が必要と考えられます。そこで、本事業の実施に当たっては、昭和町として環境保全措置を講じるものとし、その内容は評価書(p. -6-44,56,p. -7-15)に記載しました。</p> <p>また、それに伴いビオトープ等の調査と併せて事後調査を計画しました。その内容及び引き継ぎ方法は、評価書(p. -1,2,8)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>4. 公共施設に対する環境保全方針について (-21)</p> <p>方法書(-14)表 -2-3.3「施設整備における環境保全方針」に記載されていた公共施設等に対する環境保全方針が、準備書(-21)表 -2-3.6「公園整備方針」に記載されていないことから、方法書の内容を再検討した上で評価書に再掲すること。</p>	<p>公共施設等に対する環境保全方針を評価書 (p. -16) に再掲しました。</p>
<p>5. ビオトープ園・みどりの回廊について(-21、23~)</p> <p>準備書(-24)に記載された整備内容の実現は、現在のビオトープ園の面積では困難と考えられることから、面積の拡大若しくは整備内容の見直しが必要である。</p> <p>また、「ビオトープ園」及び「みどりの回廊」を設置することにより、生態系としての機能が、既存の水田面積に換算して、どの程度代償されるかについてHEP(Habitat Evaluation Procedure)等の手法を用いて明らかにし評価書に記載すること。</p> <p>併せて、次の点についても評価書に記載すること。</p> <p>(1)設置目的及び到達目標(テーマ)(整備目標は実現可能範囲内であることを検証すること)</p> <p>(2)移植・導入の具体的な方法</p> <p>(3)計画地内のレッドデータブック掲載種を移植する場合、施設が整備されるまでの保管の場所・方法</p> <p>(4)みどりの回廊については、横断面図及び縦断面図</p> <p>(5)みどりの回廊及びビオトープ園の水循環について、用水の水質、水量、滞留時間及び取得先等</p>	<p>ビオトープ園は調整池計画の見直しにより、面積を準備書の約1,600㎡から、4,347㎡に拡大するとともに整備内容の見直しを行いました。</p> <p>ビオトープ園及び緑の回廊の整備による効果をHEP手法を用いて評価しました。その結果を評価書 (p. -7-14~16, 資8-55~75) に記載しました。</p> <p>ビオトープ園及び緑の回廊については、整備目的、整備方法、施設計画等を評価書 (p. -27~37) に詳細に記載しました。</p>
<p>6. 生活排水の処理について(-32)</p> <p>計画地内の生活排水の処理については、準備書(-32)イ. 下水道整備計画において、公共下水道を整備し釜無川浄化センターで処理することとしていることから、昭和町及び釜無川流域下水道の整備計画における当該事業の位置付けについて評価書に記載すること。</p>	<p>昭和町及び釜無川流域下水道の整備計画における当該事業の位置付けについて評価書 (p. -42) に記載しました。</p>
<p>7. 地下水汚染物質への対応について(-57)</p> <p>当該地域内における地下水質については周辺地域の状況からトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が懸念されることから、計画地内において浅層地下水(ここでは、地表から数メートル程度の地下水の意)の水質、水位等について観測井戸の設置及びモニタリング調査を実施し、その結果を事業着手後の中間報告書及び完了報告書に記載すること。</p>	<p>工事中に監視井戸を設置し、地下水水質のモニタリング調査を行い、その結果を事業着手後の中間報告書及び完了報告書に記載しました。</p> <p>この旨を評価書 (p. -2,3) に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>8. 緑道(街路樹)について(-8)</p> <p>(1)緑道に植栽する樹種については、方法書についての知事意見(-3)において『公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その検討結果を準備書に記載すること。』を求めたが、準備書に検討結果が記載されていないことから、緑道の目的及び植栽計画の内容を明らかにし、検討の過程及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>(2)ビオトープ園周辺の緑道については、ビオトープ園が孤立した生態系とならないよう、植栽については生態系の一部としての機能が期待できるよう再検討し、検討過程及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>また、検討結果をわかりやすくするため、次の資料を作成すること。</p> <p>1)代表的な地点(隣接する公園を繋ぐ緑道)のイメージ図又はフォトモンタージュ</p> <p>2)緑道の縦断面図</p>	<p>準備書では緑道を緑の回廊、ビオトープ園、近隣公園外周部の街路樹以外に整備される緑地帯に接する道路と位置付け、その他は街路樹としていました。</p> <p>評価書においても、緑道は準備書と変わりませんが、ビオトープ園と2号公園とを結ぶ区画道路の街路樹については、その間の常永公園、常永小学校、緑の回廊を繋いで緑豊かな街区を形成するため、街路樹に低木植栽を施し、また、街路樹の種類もこの区間の落葉広葉樹や常緑樹の比較的的自然林に近い林と対照的に四季の変化に富み、花も楽しめる落葉広葉樹を採用しました。樹種の選定方法を評価書(p. -18)に、低木を植栽した道路の縦横断面図を評価書(-22)に記載しました。また、2号公園付近におけるイメージは景観の予測において示しています(p. -8-13)。</p>
<p>9. かすみ堤両側の宅地内緑化について(-8、 -7-12)</p> <p>かすみ堤両側の住民に対し、『植栽木を提供し宅地内緑化の協力をお願いする(-8)』こととしていることから、当該措置について次の点を具体的に評価書の生態系の環境保全措置(-7-12)に記載すること。</p> <p>(1)協力を求める手法(協定や申請時の要件の設定等)</p> <p>(2)住民に求める内容(1軒あたりの植栽密度又は本数及び樹種等)</p> <p>(3)実施主体</p>	<p>「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(生け垣推進補助制度(基本的に2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図るとともに、かすみ堤沿道については樹木(各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等)を無償提供し、宅地内緑化に協力を求めることにします。これは、昭和町がまちづくりの一環として実施します。</p> <p>この旨を評価書(p. -7-15, -8-18)に記載しました。</p>
<p>10. 資材運搬車両の稼働について(-2-36、 -3-17)</p> <p>計画地中央にある常永小学校への騒音、振動等の環境影響を低減するため、資材等の運搬車両の運搬経路、運行計画(資料編2.交通量関係 交通量設定 P.2)については、朝夕の通学時間についても考慮し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>資材等運搬車両の1日当たりの走行台数は1年目の工事に最も多く(120台)、騒音・振動の予測ではその時期を対象としています。</p> <p>1年目の工事では、常永小学校の周囲の道路を通過するルートは設定していないこと、また、事業地内は低速走行(20km/時以下)を行うことから、資材等運搬車両の走行に伴う騒音・振動の影響は小さいと考えます。</p> <p>また、常永小学校周辺が施工されるのは2年目になりますが、1日当たりの走行台数は1年目の1/2であり、低速走行をすることから、騒音・振動の影響は小さいと考えます。</p> <p>なお、工事中の通学路の安全確保のため、通学ルートを工事の施工段階に合わせて安全なルートに変更するとともに、工事用道路等を横断する場所には交通整理員を配置し、交通安全の確保を行います。この旨は、評価書(p. -62, 資2-1~6)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>11. 大規模商業施設（交通量）の道路交通騒音の環境保全措置について（ -2-42）</p> <p>(1) 道路交通騒音の環境保全措置について</p> <p>1) 『交通量の削減による騒音発生量の低減』として「シャトルバスの運行を業者に要請する。」のであれば、要請の内容及びそれにより期待される効果を評価書に具体的に記載すること。</p> <p>2) 『交通速度の規制・取り締り（特に夜間）による騒音の低減』として「道路管理者、関係機関に特に夜間の取り締りを強化するよう協議する。」こととしているが、道路管理者、関係機関との協議については、昭和町常永土地区画整理組合準備委員会の構成員である昭和町の位置付けを明確にするとともに、協議すべき内容とそれにより期待される効果を明らかにすること。</p> <p>(2) 大規模商業施設の設置に係る道路の交通量予測の算定根拠を評価書に記載すること。</p>	<p>(1) 道路交通騒音の環境保全措置について</p> <p>1) シャトルバスの運行については、準備書では交通量の削減による騒音発生量の低減の環境保全措置として示しましたが、山梨県は1世帯あたりの自家用車保有台数が全国9位（平成15年度）であり、自家用車の利用が多いため、バスの利用者が少ないという現状があり、シャトルバスの運行を要請しても交通量を削減する効果はないと判断されるため評価書からは削除しました。</p> <p>2) 道路管理者との協議は昭和町が南甲府署交通課を通じ山梨県警察本部交通部交通規制課に特に夜間の走行速度超過の取り締まりを強化することを要請します。そのことにより、取り締り中、更に取り締まりをしていなくても取り締まりの可能性があることにより、走行速度が遅くなり騒音の低減が図られるものと考えます。</p> <p>(2) 大規模商業施設の設置に伴う発生交通量については既存事例を参考に設定しました。また、道路別交通量については、周辺の人口分布より割合を算出し、主要道路に割り振りました。その結果を評価書（p. 資3-19～23）に記載しました。</p>
<p>12. 工事中の濁水対策について（ -4-8）</p> <p>(1) 下流域の農業への影響を軽減するため、降雨が集中する季節及び水田等において、最も利水需要がある時期の影響について、予測・評価を行いその結果を評価書に記載すること。</p> <p>(2) 降雨日数及び降水量の調査結果を基に、濁水の発生が予想される頻度について整理し、評価書に記載すること。</p> <p>(3) 沈砂池の構造及び排水方法について代表的な断面図を用いて詳細に評価書に記載すること。</p>	<p>(1) 農業用水の利用時期を把握するとともに年間の降雨強度を整理し、農業用水の利用時期における濁水の影響について予測・評価し、その結果を評価書（p. -4-9～15）に記載しました。</p> <p>(2) 降雨強度の出現頻度から、予測条件とした降雨強度等の出現状況を把握し、評価書（p. -4-14）に記載しました。</p> <p>(3) 沈砂池の模式図を評価書（p. -4-12）に記載しました。</p>
<p>13. 水象（調整池計画）について（ -33、-5-9）</p> <p>事業計画地内の調整池の規模及び能力の設定方法について次の事項を明らかにすること。また、その結果を用いて予測結果、環境保全措置及び評価の妥当性を評価書に記載すること。</p> <p>(1) 流域面積の設定</p> <p>(2) 流出係数の設定方法</p> <p>(3) 降雨条件（降雨強度、降雨パターン等）</p> <p>(4) 調整池への流入量</p> <p>(5) ポンプ能力（排水能力）</p> <p>(6) 調整池が満水になるまでの時間</p> <p>(7) 流量測定地点（ -4-3）における流量の変化等</p>	<p>調整池容量の設定方法、設定に用いた条件及びその根拠について評価書（p. 資7-1～5）に記載しました。また、その方法に基づいて予測した結果及び予測条件とした環境保全措置並びに評価の結果を評価書（p. -5-13～17）に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>14. 大径樹調査について(-6-16)</p> <p>調査結果を事業計画を比較することにより、「現況が保存されるもの」及び「開発により消失するもの」について整理、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>大径木については、「現況が保存されるもの」及び「開発により消失するもの」について整理し、予測及び評価を行いました。その結果を評価書(p. -6-25~27)に記載しました。</p>
<p>15. 昆虫類について(資料編 動植物調査 昆虫目録)</p> <p>資料編の底生生物目録で確認が最も多かったユスリカ類が、昆虫目録では確認されていないことから、昆虫類の調査結果(捕獲状況等)について再確認すること。</p> <p>また、未分類の種がある場合については、目録中に未分類の項を設け、その数量及び分類が難航している理由を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上昆虫類は種が確定したものをリストアップし、環境評価の基礎資料としていますが、ユスリカ類、特に成虫の分類は研究途中で、種を特定するまでの分類技術が確立されていません。したがって、ユスリカ類を不明種として、リストアップしませんでした。</p> <p>なお、未分類の種については、目録中に未分類の項を設け、未分類とした理由を示し、評価書(p.資8-37)に記載しました。</p>
<p>16. 景観の予測結果と環境保全方針との整合について(-10、 -8-9)</p> <p>-8-9以降に示された予測結果については、表 -2-3.3(1)用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針(1)(-10)の記載内容との整合について検証し、保全措置をとらない場合と環境保全方針が守られた場合との比較により評価を行うこと。</p> <p>また、大規模店舗については、実際の大型店舗などの写真を活用したフォトモンタージュを複数作成し、法令の遵守のみで建設物が立てられた場合と環境保全方針が守られた場合を比較することにより評価を行うこと。</p>	<p>景観の評価においては、用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針との整合について検証し、保全措置をとらない場合と環境保全方針が守られた場合との比較により評価を行いました。その結果を、評価書(p. -8-23)に記載しました。</p> <p>また、大規模店舗については、実際の大型店舗などの写真を引用し、保全措置をとらない場合と環境保全方針が守られた場合を比較することにより評価を行いました。その結果を、評価書(p. -8-18~23)に記載しました。</p>
<p>17. 大規模商業施設(看板、照明)について(-8-18)</p> <p>大型看板及び夜間照明等については、「大型看板・広告塔の設置を避ける、原色系色彩を採用しないなど、より影響が少ない形状、色彩に配慮するよう協力を要請する。」と記載されていることから、事業者に協力を要請する事項については、実効性が担保される形での要請等を行うこと。</p> <p>また、要請を行う内容を具体的に整理し、評価書に記載すること。</p>	<p>大規模商業施設の色、看板、照明等については、「昭和町市街化区域内の建築行為等に関する指導要綱」等の関係法令に準拠して整備するよう指導するとともに、甲府都市計画地区計画において、建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和した、落ち着いたのある色調にするとしていることから、大規模商業施設については周辺の農業景観、南アルプスの山岳景観等の自然景観に配慮し、茶系統色の色を基本的に使用するよう要請します。</p> <p>また、大規模商業施設の広告及び看板類は、同地区計画に基づき建築物の上部に突出するものは掲出ししない、さらに夜間照明について点滅灯やサーチライトは使用しない等についても要請します。</p> <p>これらの措置を、評価書(p. -8-19)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>18. 供用時の廃棄物について(-10-1、2)</p> <p>(1) 予測結果及び環境保全措置の内容が、(4) 予測結果(-10-1)中に記載されているため、評価書においては、環境保全措置については 2 .環境保全措置の検討(-10-2)に記載すること。</p> <p>(2) イ . 供用時の廃棄物(-10-2)については、商業系地区、流通業務系地区及び住居系地区等の供用により発生する廃棄物量の予測を定量的に行い、その結果を評価書に記載するとともに、その結果をふまえた環境保全措置については、実施者を明確にし、その実効性を確保すること。</p>	<p>(1) 環境保全措置については 2 . 環境保全措置の検討(p. -10-5)に記載しました。</p> <p>(2) 供用時の廃棄物については、住居系(流通業務系を含む。)及び大規模商業施設からの廃棄物の発生量及び処分量を定量的に予測し、その結果を評価書(p. -10-2~5)に記載しました。その結果をふまえた環境保全措置については、実施者を明確にし、その実効性を確保することとしました。</p>
<p>19. 大気汚染の予測における逆転層の影響の検討について(第 章、資料編)</p> <p>逆転層の検討を行うにあたり、現地調査結果と甲府气象台との温度差の原因については、観測機器の誤差によるものとして扱っているが、現地調査に用いた観測機器と气象台の観測機器で器差補正が行われていないことから、機器の誤差としての扱いは不適當である。</p> <p>气象台の機器との補正を行い、調査結果と气象台観測記録との測定結果の整理を行った上で、逆転層の影響について再検討すること。</p>	<p>現地調査で使用した観測機器と甲府地方气象台の観測機器の精度に差があるため、検定付きの温度計を用いて現地調査使用機器の機差を求めました。その値で現地調査結果を補正し、甲府地方气象台と現地調査結果との気温の値、変動傾向を比較検討しました。</p> <p>その結果、甲府地方气象台が甲府市街地のヒートアイランドの影響を受けている可能性があることは否定できませんが、その程度に顕著な傾向はみられないこと、特に道路沿道地点である昭和バイパスの気温は甲府地方气象台と同様な気温及び変動傾向を示していることなどから、甲府地方气象台の気象データをそのまま用いることにしました。</p> <p>再検討の結果は評価書(p. 資 4-29~40)に掲載しました。</p>

・ 3 評価書に対する知事意見及び事業者の見解

1 . 評価書の送付

「甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価書」を平成 18 年 7 月 10 日に知事、昭和町長、甲斐市長及び中央市長に送付した。

2 . 評価書についての知事意見

平成 18 年 9 月 1 日に山梨県環境影響評価条例第 25 条の規定に基づく「昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価書」に対する知事の意見が通知（み自第 1050 号）された。

意見の内容は以下のとおりである。

全般的事項

本意見に基づく評価書の補正に当たっては、最新の事業計画に基づき予測結果、環境保全措置の内容、その他の評価書の記載内容について再検討した上で、補正評価書を作成すること。

その際、知事意見以外に評価書の修正が必要であることが明らかになった事項については併せて修正すること。

個別的事項

1 . 事業計画におけるかすみ堤の整備方針について

事業計画中的かすみ堤の整備方針については、かすみ堤の設置された歴史的背景及び役割、昭和町にとっての歴史的な遺構としての位置付け等を明確にした上で整備方針を詳細に記載すること。

2 . 地下水質等のモニタリング調査について〔準備書知事意見 個別事項 7 . 関連〕

地下水質のモニタリング調査については、次の点について再検討すること。

・地下水質のモニタリングは、評価書第 4 章の事後調査計画において年 2 回（ -3 ）程度の測定頻度となっているが、汚染物質濃度の変動については、季節変動及び経年的な変化を把握する必要があることから、地下水の測定回数について再検討すること。

更に調整池の建設に伴う地下水の揚水については、汚染物質の濃度変化を透視度等の日常的な水質測定に併せて測定すること。

・公園内に設置することとしている観測用の井戸については、調整池の存在による地下水の流動・拡散の変化を把握するため、調整池下流側に設置すること。

3 . 大径樹調査について〔準備書知事意見 個別事項 14 . 関連〕

大径樹調査の結果中、特に当該事業の実施により消失する大径樹については、樹種、樹高、胸高径、周辺環境、樹木のまとまり等についての調査結果を評価書に記載すること。

4 . 大規模商業施設の景観への影響について〔準備書知事意見 個別事項 16 . 関連〕

大規模商業施設の景観への影響については、次の点について再検討すること。

・大規模商業施設周辺の街路に植栽される樹木が落葉樹であることから、当該施設及びその周辺の冬季における景観についても確認すること。

・大規模商業施設を設置する事業者に対して要請した建物の色彩や敷地外周の植栽等の環境保全措置の実施状況について把握し、中間報告書及び完了報告書に記載すること。

5 . 大気汚染物質の予測における接地逆転層の影響の検討について

〔準備書知事意見 個別事項 19 . 関連〕

準備書に係る知事意見において指摘した接地逆転層の影響の検討については、次の点について再検討すること。

- ・大気汚染物質の予測に当たっては、現地（常永小学校）と、予測に用いた甲府気象台の測定値について、特に秋季における有風時及び無風時の割合にかい離があることから、現地と甲府気象台の大気拡散物質の拡散の差について再検討を行うこと。
- ・接地逆転層による大気汚染物質の拡散への影響の検討に当たっては、大気安定度を基にした接地逆転層の出現頻度の検討のみではなく、接地逆転層による拡散抑制を考慮した大気汚染物質濃度についても予測事例を示すことにより、接地逆転層の影響について検討を行うこと。

3. 評価書についての知事意見に対する事業者の見解

評価書についての知事意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

<全般的な事項>

知事の意見	事業者の見解
<p>本意見に基づく評価書の補正に当たっては、最新の事業計画に基づき予測結果、環境保全措置の内容、その他の評価書の記載内容について再検討した上で、補正評価書を作成すること。</p> <p>その際、知事意見以外に評価書の修正が必要であることが明らかになった事項については併せて修正すること。</p>	<p>評価書の補正に当たっては、最新の事業計画に基づき予測結果、環境保全措置の内容、その他の評価書の記載内容について再検討した上で、補正評価書を作成しました。</p> <p>その際、知事意見以外に評価書の修正が必要な場合は併せて修正しました。</p>

<個別的事項>

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 事業計画におけるかすみ堤の整備方針について</p> <p>事業計画中的かすみ堤の整備方針については、かすみ堤の設置された歴史的背景及び役割、昭和町にとっての歴史的な遺構としての位置付け等を明確にした上で整備方針を詳細に記載すること。</p>	<p>かすみ堤の整備方針については、その歴史的背景及び役割、昭和町にとっての歴史的な遺構としての位置付け等を明確にし、整備方針を補正評価書(p. -42)に詳細に記載しました。</p>
<p>2. 地下水質等のモニタリング調査について 〔準備書知事意見 個別事項7. 関連〕</p> <p>地下水質のモニタリング調査については、次の点について再検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水質のモニタリングは、評価書第 章の事後調査計画において年2回(-3)程度の測定頻度となっているが、汚染物質濃度の変動については、季節変動及び経年的な変化を把握する必要があることから、地下水の測定回数について再検討すること。 更に調整池の建設に伴う地下水の揚水については、汚染物質の濃度変化を透視度等の日常的な水質測定に併せて測定すること。 公園内に設置することとしている観測用の井戸については、調整池の存在による地下水の流動・拡散の変化を把握するため、調整池下流側に設置すること。 	<p>地下水質のモニタリング調査については、次の点について再検討しました。</p> <p>地下水質のモニタリング頻度は、地下水質の季節変動及び経年的な変化を把握するため、測定回数を1回/2ヵ月に増やしました。また、調整池の建設に伴う地下水の揚水に伴う地下水質については、簡易測定方法により、週1回測定し、濃度変化を監視します。なお、測定濃度に上昇傾向がみられる場合には適宜測定回数を増やし、傾向の把握に努めます。以上について補正評価書(p. -6)に記載しました。</p> <p>また、公園内に設置する観測用の井戸については、調整池の存在による地下水の流動・拡散の変化を把握するため、調整池下流側に設置することにします。この旨を補正評価書(p. -6)に記載しました。</p>
<p>3. 大径樹調査について 〔準備書知事意見 個別事項14. 関連〕</p> <p>大径樹調査の結果中、特に当該事業の実施により消失する大径樹については、樹種、樹高、胸高径、周辺環境、樹木のまとまり等についての調査結果を評価書に記載すること。</p>	<p>事業の実施により改変を受ける大径樹については、樹種、樹高、胸高直径、周辺環境、樹木のまとまり等について補正評価書(p. -6-25,26)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>4．大規模商業施設の景観への影響について 〔準備書知事意見 個別事項 16．関連〕 大規模商業施設の景観への影響については、次の点について再検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模商業施設周辺の街路に植栽される樹木が落葉樹であることから、当該施設及びその周辺の冬季における景観についても確認すること。 ・大規模商業施設を設置する事業者に対して要請した建物の色彩や敷地外周の植栽等の環境保全措置の実施状況について把握し、中間報告書及び完了報告書に記載すること。 	<p>大規模商業施設による景観への影響については、冬季のフォトモンタージュを作成し、冬季における敷地内緑化の整備効果を把握しました。その結果は補正評価書（p. -8-22,23）に記載しました。</p> <p>また、大規模商業施設を設置する事業者に対して要請した建物の色彩や敷地外周の植栽等の環境保全措置の実施状況について、事後調査を行い、その結果を中間報告書及び完了報告書に記載します。この旨を補正評価書（-3,10）に記載しました。</p>
<p>5．大気汚染物質の予測における接地逆転層の影響の検討について 〔準備書知事意見 個別事項 19．関連〕 準備書に係る知事意見において指摘した接地逆転層の影響の検討については、次の点について再検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の予測に当たっては、現地（常永小学校）と、予測に用いた甲府気象台の測定値について、特に秋季における有風時及び無風時の割合にかい離があることから、現地と甲府気象台の大気拡散物質の拡散の差について再検討を行うこと。 ・接地逆転層による大気汚染物質の拡散への影響の検討に当たっては、大気安定度を基にした接地逆転層の出現頻度の検討のみではなく、接地逆転層による拡散抑制を考慮した大気汚染物質濃度についても予測事例を示すことにより、接地逆転層の影響について検討を行うこと。 	<p>接地逆転層の影響の検討については、次の点について再検討しました。</p> <p>常永小学校における秋季の静穏率が甲府気象台より高い現象がみられたことについては、常永小学校における現地調査の時間帯と同じ時間帯について甲府気象台の測定結果を整理して比較してみると、評価書と同様、秋季に常永小学校でやはり高い割合がみられましたが、他の調査時には常永小学校と甲府気象台はほぼ同様な傾向を示しており、基本的には甲府気象台と大きく異なる状況にはないと考えます。また、常永小学校における静穏は、日中にも多く出現（45%）しており、常永地区で逆転層を特に考慮する必要はないものと考えます。この旨を補正評価書（p. -1-52）に記載しました。</p> <p>また、接地逆転層による大気汚染物質の拡散への影響の検討に当たっては、逆転層による反射を考慮した拡散式を用い、強安定時の大気汚染物質濃度を計算しました。その結果、道路沿道では反射項を設けない場合と同じ濃度であることから、特に逆転層を考慮する必要はないと考えます。この旨を補正評価書資料編（資 4-41）に記載しました。</p>